

岡谷健康福祉施設広告印刷物備置事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡谷市広告掲載要綱（平成18年岡谷市告示第24号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、岡谷健康福祉施設に、広告宣伝を目的として設置するポスター、パンフレット及びリーフレット等（以下「広告印刷物」という。）を備置くことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告印刷物の備置基準等)

第2条 備置くことができる広告印刷物は、市の指定する規格の範囲内とし、要綱第3条第1項及び岡谷市広告掲載基準要領（平成18年岡谷市告示第25号）第3条に規定する広告掲載基準に該当するもののほか、公共性及び品位を損なうおそれがないものとする。

(広告印刷物の備置場所)

第3条 広告印刷物の備置場所は、岡谷健康福祉施設内とし、広告棚等の位置、区画数及び備置順序等は市長が指定するものとする。

(広告印刷物の備置期間)

第4条 広告印刷物の備置期間は、1階エントランスホール及び2階廊下は原則1年を単位とし、男女ロッカー室ロッカー裏は1月を単位とする。

(備置きの申込)

第5条 広告印刷物の備置きをしようとする者（以下「申込者」という。）は、岡谷健康福祉施設広告印刷物備置申込書（様式第1号）に備置く広告印刷物の原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

(備置きの決定等)

第6条 市長は、前条の申込書を受理したときは、内容を審査し、備置きの可否を決定し、岡谷健康福祉施設広告印刷物備置決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に関し必要があると認めるときは、要綱第7条に規定する岡谷市広告審査委員会の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の決定に関し、広告印刷物の備置きの申込数が第3条に規定する広告棚等の区画数を超えたときは、抽選により決定する。

(備置場所の利用料)

第7条 備置場所の利用料は、別表のとおりとする。

(利用料の納付)

第8条 第6条第1項の規定による備置きを許可する決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、当該決定の日から起算して30日以内に、別表に定める利用料を納付しなければならない。

(広告印刷物の変更)

第9条 広告主は、備置期間中に広告印刷物を変更しようとするときは、岡谷健康福祉施設広告印刷物変更申込書(様式第3号)に新たに備置く広告印刷物の原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

(権利義務等の譲渡等)

第10条 広告主は、広告印刷物の備置きによって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

(決定の取消し)

第11条 市長は、次のいずれかに該当するときは、第6条第1項の決定を取消することができる。

- (1) 広告主が、別表に定める利用料を納付しなかったとき。
- (2) 広告主が、前条の規定に違反したとき。
- (3) 広告印刷物の備置きが、施設の管理運営に支障を生ずると認められるとき。

(利用料の還付)

第12条 市長は、前条の規定により決定を取消したときは、既に納付されている利用料を期間に応じて還付することができる。この場合において、備置期間が1月に満たないときは、掲載ができなかった日数に応じて日割り計算した額(算出された額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を広告主に還付する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前条第2号の規定により決定を取消したときは、利用料を還付しないことができる。

(広告主の責任)

第13条 広告主は、広告印刷物の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

備置場所	備置単位	利用料	備考
1階エントランスホール	1区画	50,000円/年	ただし、1年未満の場合には決定日の月から月額4,200円とする。
2階廊下	1区画	50,000円/年	ただし、1年未満の場合には決定日の月から月額4,200円とする。
男女ロッカー室ロッカー裏	1口	100円/月	最低口数10単位 最大口数200口